

ホテル誘致営業活動強化事業 営業資料制作業務仕様書

1 委託業務名

ホテル誘致営業活動強化事業 営業資料制作業務

2 目的

- ・本業務は「ネクストふくい観光ビジョン」の目標達成に向けて、福井県内への新たな宿泊施設の誘致活動に活用するホテル事業者向けの営業資料を制作するものであり、当営業資料に活用することで福井県内への宿泊施設の進出を促進することを目的とする。
- ・営業資料の内容・構成は、国内外のアップパーアップスケール（「高級価格帯」のホテルであり、世界的な高級ホテルブランドに認知されている著名なホテルのグレードを指す。）以上のグレードのホテル誘致に向けた福井県のPR資料とする。

3 委託業務内容

下記のとおり、当該冊子の制作に必要なすべての作業を行うものとする。

- ・掲載する記事のための取材、撮影
- ・原稿作成
- ・英語翻訳
- ・編集レイアウト
- ・データ納品

4 冊子概要

1) コンセプト

国内外のアップパーアップスケール以上のグレードのホテル開発事業に関係するデザイナーや海外投資家に向けて、福井県内のロケーションの素晴らしさや観光資源の豊富さなど福井県の高いポテンシャルが伝えることができ、ホテル進出に寄与する内容とすること。印象的な写真を多く使用し、インスピレーションに訴えかけ、ホテル進出意欲を向上させる資料とすること。

2) 内容

① 表紙・裏表紙

- ・表紙はコンセプトを反映したものとし、印象に残る写真を効果的に使用すること。
- ・タイトルは営業先の興味を引き立てる内容にすること。
- ・裏表紙には連絡窓口を記載すること。

② 項目

項目は下記のとおりとするが、受託者決定後に変更する可能性がある。また、掲載内容の詳細は県観光政策課の指示のもと決定する。

3) 報告

納品後、県観光政策課あてに業務完了報告書を提出すること。

6 著作権

成果物（撮影した写真、作成したイラストに関するすべてを含む）に係る著作権法上の一切の権利は、県観光政策課が所有するものとし、受託者は将来にわたり行使しないものとする。

7 その他

- ・業務の執行状況について随時報告を行うこと。
- ・ページ数について、変更が生じる場合は、事前に県観光政策課に相談すること。
- ・業務を遂行する上で必要な許可・資料等は受託者において手配するものとし、当該手続に発生する費用は契約金額に含むものとする。
- ・委託業務期間はもとより委託業務終了後も、当該事務で知り得た機密、個人情報の取扱いについて厳守すること。
- ・成果物において、重大な誤りがあった場合は、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。
- ・業務終了後、本業務の実施内容、本業務に要した経費の内訳、その他事業実施の説明に必要と考えられる資料とともに実施報告書を提出すること。